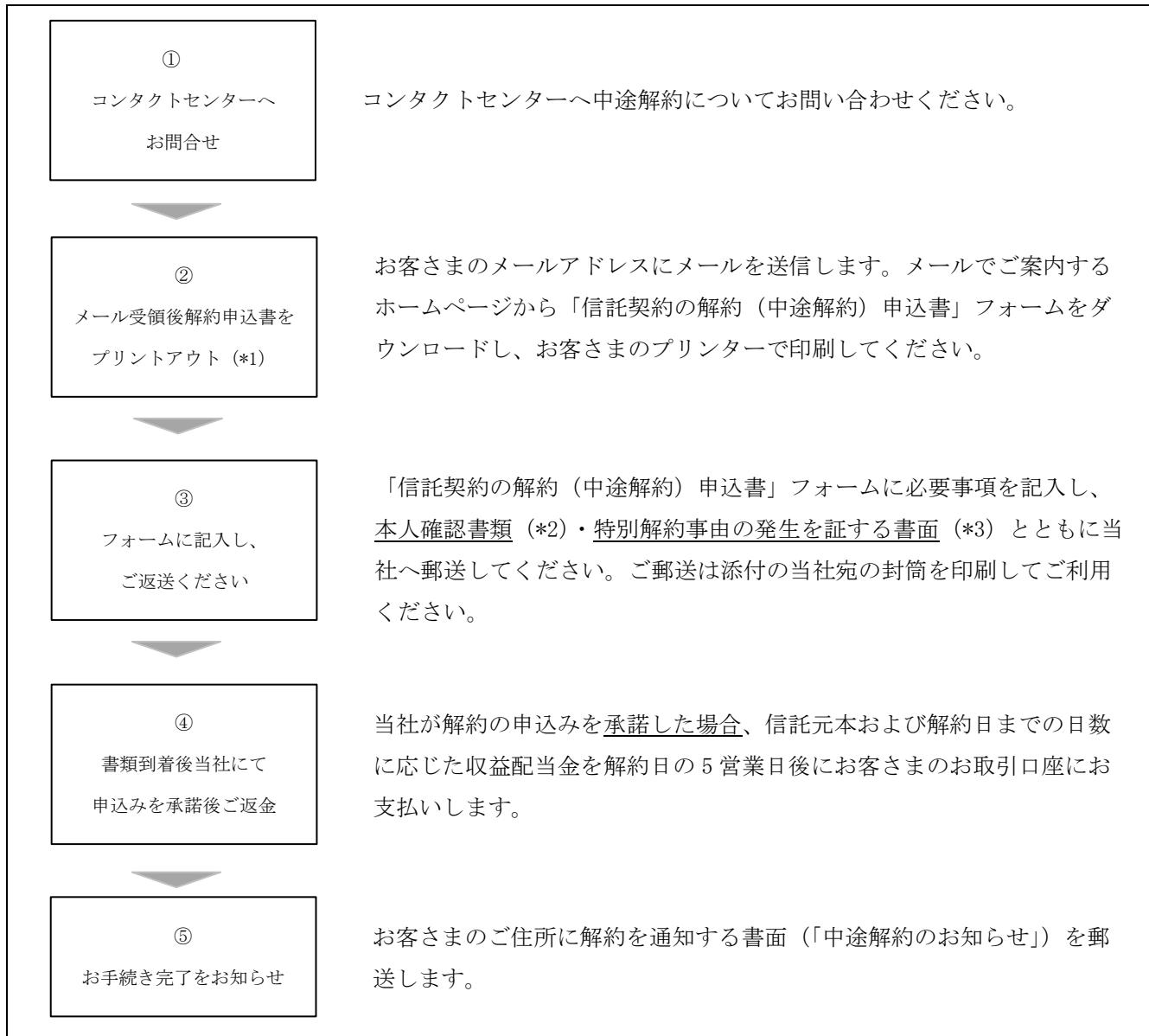


## 信託契約の解約（中途解約）のお申し出について

### 金銭信託

- ◆ 「商品説明書」に記載された以下①～③の特別解約事由に該当しない場合は解約をお断りします。また、特別解約事由が発生した場合にも、当社は他のお客さまへの信託財産の交付に支障が生じると判断した場合には、解約の申込みを承諾しないことがあります。なお、ご契約金額の一部のみを解約することはできません。あらかじめご了承ください。
  - ① 天変地変その他不可抗力により、お客さまの財産の大部分が滅失したとき
  - ② お客さまが破産手続開始決定を受けたとき
  - ③ お客さまが疾病等により生計の維持が困難になったとき
- ◆ 解約のお申し込みはコンタクトセンターへお申し出ください。
- ◆ 解約日は、必要書類が到着し当社にて解約を承諾した後、当社が指定する任意の日とします。通常1～2ヵ月程度かかります。また、信託元本および解約日までの日数に応じた収益配当金のお振込みは解約日を起算日として5営業日後となりますので、あらかじめご了承ください。  
(概要は下記、<お手続きの流れ>をご覧ください)
- ◆ 解約に必要な書類の当社へのご郵送は添付の当社宛の封筒を印刷してご利用ください。ご希望のお客さまには様式と返信用封筒を弊社からご郵送いたします。コンタクトセンターにお申し付けください。
- ◆ 解約手数料はいただけません。

## <お手続の流れ>



(\*1) ご希望のお客さまには、「信託契約の解約（中途解約）申込書」および返信用封筒を当社から郵送いたします。コンタクトセンターにお申し付けください。

(\*2) 本人確認書類の詳細および各書類の注意事項については本書に添付された「諸手続きの本人確認書類について（郵送用）」をご覧ください。

(\*3) 特別解約事由の発生を証する書面（破産手続開始通知書など）がある場合には、その写しをお送りください。また、信託契約の解約（中途解約）申込書「2. 特別解約事由」に特別解約事由の発生がわかる詳しい事由を必ずご記入ください。

# 諸手続きの本人確認書類について(郵送用)

郵送による届出事項の変更手続の際には、下記【A】または【B】のいずれかの本人確認書類をお送りください。

※お送りいただきました本人確認書類等は返却いたしません。また書類に不備があった場合も返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

<日本国籍のお客さま>

【A】有効期限内で、住所・氏名・生年月日が鮮明に写っているコピーをお送りください。

書類名	ご確認いただくポイント
運転免許証 運転経歴証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>表面右下の公安印が鮮明に写っていることをご確認ください。</li><li>住所等変更のため裏面に訂正事項がある場合は、訂正箇所の公安印が鮮明に写っていることをご確認ください。</li><li>免許の条件等は、塗りつぶしてお送りください。</li><li>その他の記載事項は塗りつぶさずにそのままお送りください。</li></ul>
各種健康保険証	<ul style="list-style-type: none"><li>発行者印が鮮明に写っているコピーをお送りください。</li><li>カード式保険証で表面に住所が記載されていない場合は裏面住所欄に現住所をご記入のうえ、表裏のコピーをお送りください。</li><li>訂正箇所には健康保険組合等の発行者印の押印が必要です。住所訂正が行われても発行者により押印されない場合やシールによる訂正をされている場合は、受け付けできません。</li><li>政治、宗教の情報を含む事業所名称は塗りつぶしてください。</li><li>記号、番号、保険者番号は塗りつぶしてください。</li><li>カード式保険証はQRコード*も塗りつぶしてください。</li></ul>
パスポート	<ul style="list-style-type: none"><li>顔写真のページ、住所のページをそれぞれコピーしてください。</li><li>住所を変更してあるものは受け付けできません。他の本人確認書類をご用意ください。</li><li>氏名は漢字も確認いたしますので、所持人記入欄にご記入のうえ、お送りください。</li><li>2020年2月4日以降に申請されたパスポートには所持人記入欄が存在しないため、ご利用いただけません。</li></ul>
住民基本台帳カード (写真つき)	<ul style="list-style-type: none"><li>住所、氏名、生年月日、写真が記載されているコピーをお送りください。</li><li>住所等変更のため裏面に訂正事項がある場合は、訂正箇所の公印が鮮明に写っていることをご確認ください。</li><li>本籍地の記載がある場合は、塗りつぶしてお送りください。</li></ul>

\* QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

【B】作成・発行後6ヵ月以内で、必ず原本をお送りください。コピーは受け付けできません。

書類名	ご確認いただくポイント
住民票の写し 「写し」とはコピーのことではありません。	<ul style="list-style-type: none"><li>ご本人さま記載ページだけではなく、発行日、発行者印のあるページまですべてお送りください。</li><li>名義人さまごとに発行された原本をご用意ください。世帯分が記載されているものや、複数ページで発行されたものは、切り離さずそのまますべてお送りください。</li><li>本籍地、個人番号(マイナンバー)の記載なしのものをお送りください。</li><li>本籍地、個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は塗りつぶしてください。</li></ul>
住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>本籍地、個人番号(マイナンバー)の記載なしのものをお送りください。</li><li>本籍地、個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は塗りつぶしてください。</li></ul>
印鑑登録証明書	
戸籍謄本／抄本＋附票	<ul style="list-style-type: none"><li>本籍地を塗りつぶしてください。</li><li>戸籍の本籍地下段に記載されている筆頭者氏名や従前戸籍氏名は塗りつぶさずにそのままお送りください。</li><li>必ず附票もお送りください。</li></ul>

<外国籍のお客さま>

【A】有効期限内で、住所・氏名・生年月日が鮮明に写っているコピーをお送りください。

書類名	ご確認いただくポイント
在留カード 特別永住者証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>表面右上の番号が鮮明に写っているコピーをお送りください。</li><li>裏面もコピーしてください。</li><li>国籍は塗りつぶさないでください。</li><li>氏名、つづりが異なる場合、お手続きいただけません。</li></ul>
運転免許証	<ul style="list-style-type: none"><li>コピーをお送りください。交付後6ヵ月以上のものに限ります。</li><li>裏面に変更事項の記載がある場合、裏面もコピーしてください。コピーの表面右下および裏面の変更事項欄に、<b>公安印</b>(赤枠)が鮮明に写していることをご確認ください。</li></ul> <p>※運転免許証を本人確認書類としてご利用になる場合、「居住者」であることを確認させていただく場合があります。</p>

【B】作成・発行後6ヵ月以内で、必ず原本をお送りください。コピーは受け付けできません。

書類名	ご確認いただくポイント
住民票の写し 住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"><li>ご本人さま記載ページだけではなく、発行日、発行者印のあるページまですべてお送りください。複数ページで発行されたものは、切り離さずそのまますべてお送りください。</li><li>本籍地、個人番号(マイナンバー)の記載なしのものをお送りください。</li><li>本籍地、個人番号(マイナンバー)の記載がある場合は塗りつぶしてください。</li><li>「在留期間」「在留期間の満了日」等、在留に関する事項に省略がないものをお送りください。</li></ul>

# ご本人さま確認書類のご注意事項

有効期限内、または現在有効なものに限ります。お送りいただくコピーまたは原本に本籍地、免許の条件等、および個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は塗りつぶしてからお送りください。その他の記載事項は塗りつぶさないでください。裏面に必要事項が記載されていること、コピーをお送りいただく場合は鮮明に写っていることをご確認ください。

## ●運転免許証（コピー）

免許の条件等は、塗りつぶしてお送りください。

住所変更・氏名変更是塗りつぶさないでください。

## ●住民票の写し

（発行後6ヶ月以内の原本）

本籍地・個人番号（マイナンバー）の記載なしのものをお送りください。  
本籍地・個人番号（マイナンバー）の記載がある場合は塗りつぶしてください。

## ●各種福祉手帳（コピー）

障害等級・障害名は塗りつぶしてください。

公安印がコピーに鮮明に写っていることをご確認ください（裏面は変更事項がある場合）。

※外国籍の方は、交付後6ヶ月以上のもののコピーをお送りください（運転免許証を本人確認書類としてご利用になる場合、「居住者」であることを確認させていただく場合があります）。

## ●各種健康保険証（コピー）

記号・番号・保険者番号、政治・宗教の情報を含む事業所名称は塗りつぶしてください。

生年月日が他のページに記載されている場合は、そのページのコピーも添付してください。

裏面に住所の記載がある場合は、裏面もコピーしてください。

カード式保険証はQRコード\*も塗りつぶしてください。

\* QRコードはデンソーウェーブの登録商標です。

## ●パスポート（コピー）

「所持人記入欄」のコピーも添付してください。

「事故の場合の連絡先」等、ご本人さま以外の情報がある場合は、塗りつぶしてください。

住所を変更してあるものは受け付けできません。他の本人確認書類をご用意ください。  
2020年2月4日以降に申請されたパスポートには所持人記入欄が存在しないため、ご利用いただけません。

# 信託契約の解約(中途解約)申込書

金銭信託

新生信託銀行株式会社 御中

記入日 年 月 日	お取引口座(SBI新生銀行の預金口座)およびお振込先  上記お取引口座の預金種目 (○で囲んでください) 普通・当座・貯蓄・その他( )
ご住所(ご登録の住所をご記入ください。) (フリガナ)   	
お名前(自署) (フリガナ)	印
電話番号	

私は、貴社の金銭信託商品につき、信託約款第18条に定める特別解約事由が生じたことに基づき下記「保有商品に関する情報」記載の商品について解約を申し込みます。解約申込みを承諾いただけるときは、信託約款に定める金額をお取引口座として指定した私名義の預金口座にお支払いください。

## 1. 保有商品に関する情報

商品名(○で囲んで下さい)	号数	満期 (○で囲んで下さい)	金額
パワートラスト パワートラストNeo (ソフトバンクグループ)	第 号	6ヶ月 / 1年 / 3年	万円
	第 号	6ヶ月 / 1年 / 3年	万円
	第 号	6ヶ月 / 1年 / 3年	万円

※一部のみの解約はできません。お客様がお申込みの契約が全て解約手続きの対象となります。

※保有商品に関する情報の欄が足りない場合は、お手数ですが複数枚ご記入ください。

※パワートラストNeo(ソフトバンクグループ)商品は、お客様に以下の特別解約事由のいずれかが発生した場合でも中途解約の請求に応じられない可能性がございます。

## 2. 特別解約事由

該当する事由にチェックを入れてください。

- 天変地変その他不可抗力により、お客様の財産の大部分が滅失したとき
- お客様が破産開始決定を受けたとき
- お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき

詳しい事由を必ずご記入ください。

## 3. 本人確認書類

別紙「諸手続きの本人確認書類について(郵送用)」をご参照いただき、本人確認書類を本届出書に添付のうえお申し込みください。お送りいただきました本人確認書類は返却いたしません。また書類に不備があった場合も返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

## 4. 特別解約事由の発生を証する書面

特別解約事由の発生を証する書面(破産手続開始通知書など)がある場合には、その写しをお送りください。また、上記「2.特別解約事由」に特別解約事由の発生がわかる詳しい事由を必ずご記入ください。

## <お取引口座を解約されたとき>

- ◆ ご指定のお取引口座を解約されたときは、その旨をコンタクトセンターへお申し出ください。
- ◆ この場合は信託元本および収益配当金の受取口座を新たにご指定いただく必要がございます。次の手続によりご指定下さい。（ご本人さま名義の口座に限ります）
  - ① 本書に添付されている様式「受取口座届出書」を印刷してご利用ください。様式の郵送をご希望のお客さまはコンタクトセンターへお申し出ください。
  - ② 「受取口座届出書」に必要事項を記入し、「信託契約の解約（中途解約）申込書」と添付いただく本人確認書類等とともに、当社へ郵送してください。ご郵送には添付の当社宛の封筒を印刷してご利用ください。
  - ③ 当社にすべての書類が到着いたしましたら手続きを開始します。内容に不備がないことが確認できましたら所定の手続により送金いたします。
  - ④ 振込手数料が発生するときはお客様にご負担いただきますので、差引きの上送金いたします。あらかじめご了承ください。

**☎ SBI 新生銀行金銭信託専用ダイヤル**

**0120-290-277**

受付時間：平日 9時～17時まで（年末年始を除く）

携帯電話・PHS からもご利用いただけます

ご不明な点は上記 SBI 新生銀行金銭信託専用ダイヤルへお問い合わせください。

お問い合わせの際は、ご本人さま確認の手続きが必要となりますので、

お手元に SBI 新生銀行のキャッシュカードをご用意いただくか、

店番号・口座番号をあらかじめご確認ください。

## 受取口座届出書(中途解約)

金銭信託

新生信託銀行 株式会社 御中

記入日	お取引口座(SBI新生銀行の預金口座)									
年   月   日										
ご住所(現在の住所をご記入ください。) (フリガナ).....										
お名前(自署) (フリガナ).....										印
電話番号	ご職業(自営業・自由業の方は業種もご記載ください。)									

私が、解約の申し込みをおこなった貴社の金銭信託商品につき、私が予め指定した取引口座が解約済みのため、下記「1. ご返金先口座の指定」のとおり私名義の口座を新たに指定します。解約に伴い、貴社から送金される信託元本および解約日までの日数に応じた収益配当金があるときは以下の口座を受取口座とします。その際、振込手数料が発生するときはご返金額から差し引くことを了承します。

### 1. ご返金先口座に関する情報(ご本人さま名義の口座に限ります)

金融機関			
支店			
預金種別			
口座番号			
口座名義カナ			

※ 本届出書をご提出いただく場合は、「信託契約の解約(中途解約)申込書」と「本人確認書類」を同封してください。

※ 弊社におきましては、2018年2月に金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を踏まえ、これまで「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で確認が求められている事項に加え、お客様の事業内容等についても書面等により確認させていただくことがあります。お客様にはお手数をおかけすることとなりますが、なにとぞ、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(当社使用欄)

処理日: \_\_\_\_\_ 係: \_\_\_\_\_ 承認: \_\_\_\_\_

**封筒としてお使いください。**

破線部分を切り取り組み立て、のりしろをしっかりと貼り合わせて、セロハンテープ等で補強してお使いください。

※縮小印刷して封筒を作成いたしますと、郵便物の最小寸法の関係でお取り扱い時に問題となることがあります。ご注意ください。

※白色A4の普通紙にて、プリントしてください。

・山折り

● 手不要



新生信託銀行

(受取人)

東京都中央区日本橋室町2-4-3 日本橋室町野村ビル

## 新生信託銀行株式会社

## 営業部 リテール事業室 諸手続担当 行

ご住所 Address 〒□□□□-□□□□  
お名前 Name 電話番号 Telephone  
( )

920

103-8790

＜作り方＞のりしろ①の上に②を貼り合わせ、

左右の③④をのりしろ①②の上にセロハンテープでしっかりと貼り付けてください。

のりしろ①

※ のりしろ①よりのりがはみ出さないようご注意ください。

# TRUST BANK SHINSEI TRUST BANK SHINSEI